

# 日光市立落合東小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

学校は、「いじめは、絶対に許されないこと」ととらえ、いじめられている子を守り抜くとともに、いじめの把握に努め、組織的に取り組みます。

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。  
「いじめ防止対策推進法」より

## 2 組織的な対応に向けて（校内体制）

校内には、校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、当該児童担任他による「いじめ防止対策委員会」が設置されており、いじめ防止や早期発見、早期対応に実効的・組織的に取り組みます。

## 3 いじめの未然防止に向けて

- (1) 各教科、特別の教科道徳、各領域において、「分かる授業」「一人一人のよさを認め合える授業」を展開することで、受容的な雰囲気醸成するとともに、学びに向かう集団作りを行います。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、日頃から教職員全員の共通理解を図ります。そのため、いじめ防止に関する校内研修や関係会議を充実させます。
- (3) 児童の人権意識の向上を図ります。
- (4) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図ります。

## 4 いじめの早期発見について

- (1) 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化やサインを見逃さないように留意し、教職員相互が積極的に児童に関する情報交換を行います。
- (2) いじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査（年間3回）や教育相談、hyper-QU検査を実施し、結果の分析と実態把握に努めます。
- (3) 日頃から保護者や児童との信頼関係を深め、いじめを相談しやすい体制や環境を整えます。

## 5 いじめの事案対応について

- (1) いじめに関する相談を受けた場合やいじめの疑いがあるという情報を認知した場合は、速やかに事実の有無の確認を行います。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会に速やかに報告し、加害者にいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童・保護者への指導・助言を継続的にを行います。
- (3) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための配慮が必要であると認められた時は、本人の意思を尊重しつつ、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習する措置をとることも検討します。
- (4) いじめの発生から収束までの記録をとり、職員間で共有するとともに、その後の指導に生かしていきます。また、必要に応じて外部の専門機関と連携した指導・支援を行います。

## 6 いじめ解消に向けて

いじめの解消については、単に謝罪やいじめの行為がやんだことをもって安易に判断することなく、いじめられていた児童の状態を注視し判断します。また、いじめが解消した後も、いじめられていた児童、いじめを行った児童の双方を継続的に指導・助言し、良好な人間関係の構築に努めます。

## 7 いじめに関する相談について

学級担任に限らず、児童指導主任、養護教諭等、全職員誰でもお受け致します。些細なことでも遠慮せずにご相談ください。

- 日光市立落合東小学校 0288-27-0014  
<以下の外部機関でもいじめに関する相談を受け付けています。>  
○ホットもっと電話相談  
（子ども専用）24時間受付 いじめ相談さわやかテレホン 028-665-9999  
（保護者専用）月～金8:30～21:30 家庭教育ホットライン 028-665-7867  
○日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係 0288-21-5181  
○いじめ不登校対策チーム（上都賀教育事務所内） 0289-62-0162  
○日光市家庭児童相談室 0288-30-7830